

豊明市社会福祉大会豊明市長ほう賞要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著なものに対し豊明市長（以下「市長」という。）がこれを表彰し、又は感謝の意を表するものである。

(表彰の場所)

第2条 豊明市社会福祉大会

(表彰の対象)

第3条 市長が表彰するものは、次の各号に定めるものとし、それぞれの表彰に該当する条件を有し、その職が重複する場合は、就任年月の最も早いものとする。

(1) 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

ア 現職であって、その在職期間が12年以上であり、社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし、在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは各所属長とする。

(2) 福祉団体の役員

ア 福祉団体とは本会が育成助成をしている社会福祉団体とし、対象者は各団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。

イ 現職であってその在職期間が15年以上とし在職期間が中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは各団体長とする。ただし、団体長は、豊明市福祉事務所長（以下「所長」という。）が内申する。

(3) 社会福祉施設団体の役員等

ア ここでいう施設とは社会福祉事業法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。

イ 現職であってその在職期間が15年以上であり、社会福祉に対する功績が顕著であるもの。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(4) 里親

ア 現在里親であって、その養育期間が12年以上であること。ただし養育期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは所長とする。

(5) 相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものをいう。

イ 現職であって、その在職期間が20年以上であること。ただし中断されている

場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長又は会長とする。

(6) 除外条件

本条中第1号から第5号までの対象者のうち次の各号に該当するものは除外する。

ア 社会福祉功労者として、県知事表彰を受けたもの

イ 社会福祉功労者として、県社協会長表彰を受けたもの

ウ 社会福祉功労者として、市長表彰を受けたもの

(感謝の対象)

第4条 市長が感謝の意を表するものは、次の各号に定めるものとし、それぞれ該当の条件を有し、その職が重複する場合は就任年月の最も早いものとする。

(1) 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員

ア 現職であって、その在職期間が8年以上であり社会福祉の増進に功績が顕著であるもの。ただし在職期間が中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは各所属長とする。

(2) 福祉団体の役員

ア 福祉団体とは、本会が育成助成をしている社会福祉団体とし、対象者は各団体の最高議決会議（総会を除く）の構成員とする。

イ 現職であってその在職期間が10年以上とし、在職期間が中断している場合は通算する。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(3) 社会福祉施設団体の役員等

ア 施設とは社会福祉法第2条に規定され、かつ民間の社会福祉施設とする。

イ 現職であってその在職期間が10年以上であり社会福祉に対する功績が顕著であるもの。

ウ 内申をするものは各団体長とする。

(4) 里親

ア 現在里親であって、その養育期間が8年以上であること。ただし中断されている場合は通算する。

イ 内申をするものは所長とする。

(5) 相談員

ア 相談員とは福祉関係の業務にあたるものをいう。

イ 現職であってその在職期間が12年以上であること。ただし中断されている場合は通算する。

ウ 内申をするものは所長又は会長とする。

(6) 除外条件

本条中第1号から第5号までの対象者のうち次の各号に該当するものは除外する。

- ア 社会福祉功労者として、県知事感謝を受けたもの
- イ 社会福祉功労者として、県社協会長感謝を受けたもの
- ウ 社会福祉功労者として、市長感謝を受けたもの

(7) 市長が特に社会福祉に功績顕著と認めた場合は、市長が直接選考することがある。

(内申及び申請)

第5条 内申及び推薦は別記様式にて申請するものとする。

附 則

- 1 昭和51年4月1日施行の要綱は廃止する。
- 2 この要綱は昭和54年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(廃止規定)

- 2 平成16年4月1日施行の要綱は廃止する。

「豊明市社会福祉大会豊明市長ほう賞要綱」の一部改正（案）

改 正 前	改 正 後
(表彰の対象) 第3条 豊明市長が表彰するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれの表彰に該当する条件を有し、その職が重複する場合は、就任年月の最も早いものとする。 1 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、<u>心配ごと相談員、結婚相談員</u>、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員 (以下省略) (感謝の対象) 第4条 豊明市長が感謝の意を表するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれ該当の条件を有し、その職が重複する場合は就任年月の最も早いものとする。 1 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、<u>心配ごと相談員、結婚相談員</u>、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員 (以下省略)	(表彰の対象) 第3条 豊明市長が表彰するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれの表彰に該当する条件を有し、その職が重複する場合は、就任年月の最も早いものとする。 1 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員 (感謝の対象) 第4条 豊明市長が感謝の意を表するものは、次の各項に定めるものとし、それぞれ該当の条件を有し、その職が重複する場合は就任年月の最も早いものとする。 1 民生児童委員、保護司、更生保護女性会員、障害者相談員、共同募金委員会役員並びに評議員、少年補導委員、社会福祉協議会役員並びに評議員 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

「豊明市社会福祉大会豊明市長ほう賞要綱」の一部を改正する要綱

豊明市社会福祉大会豊明市長ほう賞要綱の一部を次のように改める。

第3条第1項中「心配ごと相談員、結婚相談員、」を削り、第4条第1項中「心配ごと相談員、結婚相談員、」を削る。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。